

**公契約条例制定の検討に係る「中間のまとめ」に対する
意見聴取の実施結果について**

1 実施の概要

公契約条例（以下「条例」という。）制定に向けて、公契約条例検討委員会で検討した内容を「中間のまとめ」として取りまとめ、これに対して事業者などの関係者から意見聴取を行った。

(1) 実施期間

平成29年3月1日（水）から3月31日（金）まで

(2) 実施対象と回収数（率）

		回収数（回収率）
目黒区内業者認定を受けている事業者等	258者	66者（25.6%）
（内訳）区内業者	（229者）	（59者）（25.8%）
区外業者	（29者）	（7者）（24.1%）
指定管理者	44者	7者（15.9%）
事業者団体	2団体	2団体（100%）
労働者団体	4団体	4団体（100%）
計	308者 （団体）	79者（25.6%） （団体）

(3) 実施方法

事業者及び指定管理者へは郵送による配布、回収
事業者団体及び労働者団体へは個別に説明、回収

2 意見の概要

裏面のとおり

3 今後の予定

平成29年5月	条例骨子案策定に向けた検討
6月	条例骨子案策定
7月	パブリックコメント実施
11月	第四回区議会定例会に条例案提出
平成30年度中	条例施行

意見の概要

	設 問	意 見
1	「中間のまとめ」全般にわたる意見について (意見数49件)	事務負担などの軽減を求める意見や、下請けに区内業者の活用を求める意見があったが、条例制定が労働環境の改善につながる効果も期待できるとの意見もあった。 また、関係者間での懇談や意見交換の場を設けることを要望する意見があった。
2	条例制定に係る基本的な考え方について (意見数47件)	公共サービスの質の確保や労働者の生活改善につながる環境整備を求める意見や、条例を遵守する仕組みを設けるべきであるとの意見があった。
3	条例で規定することを検討する項目とその内容について (意見数48件)	労働報酬下限額の算定や賃金台帳の提出方法については更なる検討が必要との意見があった。 また、公共サービスの質の確保や適正な競争で地域経済の活性化を条例の目的とすべきであるとの意見があった。
4	条例の内容に係る主な論点について (意見数47件)	適用対象となる契約等の範囲については、工事、委託とも「予定価格のいくらかで区切るか」についての意見は分かれた。 適用される労働者等の範囲については、「派遣労働者」、「下請事業者」、「一人親方」までとする意見が多くあった。 罰則等については、規定すべきでないとの意見があるが、基準や手続きルールの整備が必要であるとの意見があった。 労働報酬審議会については、委員は「学識経験者」、「事業者及び労働者の団体から推薦を受けた者」で構成するとの意見が多くあった。
5	条例制定に係る課題について (意見数51件)	多少の事務費負担の増はやむを得ないとの意見が多くあった。
6	その他、条例の検討に当たっての意見について (意見数36件)	条例制定とともに、予定価格の積算や最低制限価格の取扱いなどの契約事務の見直しを求める意見が多くあった。 また、条例の対象とならない契約においても、社会保険や建設業退職金共済制度への加入促進を求める意見や、さらに災害に強い街づくりの観点から、区内に住む建設技能者を多く雇用する事業者を支援する仕組みなどを求める意見があった。